

# こんな大規模ダムを建設する必然性は全くなく！

## ダム建設の目的は何か

コト・パンジャン・ダムは、スマトラ島中部のリアウ州バンギナン近くのカンパール川に建設が構想されている高さ五三メートル、堤長二五七・五メートルのコンクリート重力式のダムである。このダムは、一四メガワットの発電を得ることを主要目的としている。

ダムは、大きさという点では、中規模であるが、貯水池は広大なものとなる。これは、カンパール・カナン川とマハット川の合流地点から一〇キロメートル下流にダムが建設されるため、バックウォーター（逆流水）の度合いが大きく、水没面積が一四平方キロメートルにもおよぶことになるからである。

このため、これらの二つの川に沿って走っ

ている園豆と州豆が水没するばかりでなく、流域一〇カ村が水底に沈む。およそ五二〇〇人、二万三〇〇〇人の住民が、立ち退きを迫られることになる。

ダムが建設されれば、多くの田畑、森林もまた水没する。同時に、野生動物の生息環境も失われる。この辺りには、スマトラ象やスマトラ虎が生息しており、これらの希少動物の生息地が消えてしまうことになる。

さらに、ダムの建設は、ムアラ・タクス仏教遺跡にも大きな影響をおよぼす。この仏教遺跡は、一―二世紀に建立されたと推定されているが、本格的な発掘調査が未だに行われていないため、詳細については不明のままである。

このように、このダムの建設については、社会的・環境的影響が大きいのであるが、な

によりも問題なのは、なぜに一四メガワットの大型発電電量が必要なのか、という点である。

日本政府は、コト・パンジャン・プロジェクトへの融資理由について「リアウ州および西スマトラ州において急増する電力需要」ということを掲げている。

しかし、当地での人口密度は、一平方キロメートル当たり約一九人にすぎない。また、近くに大規模工業地帯があるわけではない。このような状況の下では、コト・パンジャン・ダムのような大型ダムを作らなければならない必然性はない。このため、現地住民たちは、「このダム・プロジェクトから利益を得るのは、誰なのか」という疑問を提起している。

## 日本政府の言う「急増する電力需要」とは何か

リアウ州の人口密度に照らしてみると、たとえ今後の人口増を考慮にいれるにしても、民生用の電力需要という点からは、一四メガワットの発電能力を備えた大規模ダムを作る理由とはならない。したがって、大規模な電力需要が問題となってくるとすれば、主として工業用電力との関連においてであると考えられる。

しかし、リアウ州には、巨大な工業地帯があるわけではない。確かに同州にはカルタクス、ブルタミナなどの石油関連企業が立地しているのであるが、これらの企業は、自家発電設備（ディーゼル発電機）を備えている。また、ホテル、中小工場、公共施設、ラジオ局、飛行場なども、自家発電設備を備えている。

今日、リアウ州における工業部門のうちで成長が著しいのは、木材産業とパーム油産業である。インダ・キアト製紙会社 (P. H.

Indah Kiat Pulp and Paper Corporation) は、リアウ州における最大の木材関連企業である。この会社は、中国人企業家ヤブ・スワイ・キエ (Yap Seie Kie) 氏によって経営されている。

また、パーム油生産部門では、リアウ・サクタイ農園 (P. T. Riau Sakti Plantation) が代表的なプランテーションで、ここでは四〇〇ヘクタールの土地において、ハイブリッド種によるパーム油が生産されている。

確かに、これらの二大産業部門においては、相当な電力需要が見込まれるところである。しかし、これらの産業部門での需要は、絶対量という点から眺めれば、たかが知れている。しかも、パーム油プランテーションでは、資源の有効利用のために、製油後の植物性残滓（バイオマス）を燃料源として再利用していることに留意する必要がある。

それゆえ、筆者は、外務省とOECFに対して、「急増する電力需要」の具体的内容について説明を求めてきたのであるが、未だに納得のいく回答を得られていない。

この点は、一九九一年九月十七日に、筆者が現地住民代表のラハマットさんとバベラムさんを案内して、IICA（国際協力事業団）を訪れた際にも、論議的となった。この会合において、バベラムさんは、大口需要となる具体的な企業名を知りたいと、再三再四にわたってIICA職員に尋ねた。しかし、IICA職員の間からは、大口需要者の名前は出てこなかった。

以上の点に照らしてみると、リアウ州での現在の条件下では、民生用および工業用の需要とも、コト・パンジャン・ダムのような大型ダムを建設することを正当化する理由とはなり得ない。よすると、日本政府の言う「急増する電力需要」とは、一体何を指しているのだろうか。

このような疑問に答えることなく、外務省は、筆者の「小規模ダムで十分である」という指摘（世界一九九二年二月号）に反論して、「開発における中長期的視点が欠落している議論であり、このダムを地域開発のモデルとしたい」と期待する地元政府と多数の住民の希

望が他方にあるのも厳然たる事実である」と述べている(『世界』一九九一年二月号、三六四頁)。

しかし、これは、反論にはなっていない。まず第一に、外務省が言う「中長期的開発」とは何なのか、その中身を具体的に示さなければ、何らの説得力も持っていない。第二に、外務省は、誰のための「開発」について語っているのかを明らかにすべきである。第三に、「多数の住民」とは、一体どのような人びとを指しているのか、説明すべきである。

現地からの最近の情報によると、リアウ州の東部沿岸地帯において、サリム・グループ系の一六社が、五七万三〇ヘクタールの森林を伐採・開墾して、大豆プランテーションを造成し、年間六〇万トンの大豆を生産することを計画しているとのことである。

また、リアウ州に属するバタム島とビンタン島では、工業開発と観光開発が進められてきている。バタム島へは、すでに三井物産、住友電気工業、セイコーエプソンなどの日本企業が進出を決めている。

外務省のいう「中長期的開発」とは、具体的に、このような大豆プランテーションの造成とか工業団地の造成とかを意味しているのであろうか。また、「多数の住民」とは、サリム・グループとかスハルト・ファミリーとかを指しているのであろうか。

### 住民を脅して集めた「移転同意書」

現地住民の移転・補償問題については、外務省は、筆者への反論として、次のように述べている。「影響を受ける住民等に与えるコストを最小化するため、特に移転問題に配慮し、移転先をダム・サイトの近隣地域に選び、全戸の住民から移転同意を取り付け、移転により住民の生活水準が向上するような十分な補償及び移転先の公共施設の整備を進めることとしている。」(前掲論文、三六五頁)。

これもまた反論になっていないばかりか、内容的に虚偽に満ち満ちている。まず最初に、移転同意の問題について言えば、先日した一人の住民代表の口から、インドネシア政府に

より、次のような種じめの方法で移転同意書が集められていることが明らかにされた。

もつとも穏やかな方法は、多額の補償金を奥むせ、また移住地での快適な生活を語ることによつて、住民から移転同意書の署名をとるやり方である。しかし、こうした甘言に惑わされて署名した人は、ごく少数である。

二つ目には、移転同意書への署名が、ペテン的な方法で取得されたケースである。その案態は、こうである。州政府の役人が各戸を訪れ、補償金の算定のための財産目録を作成していると告げ、家屋や田畑の広さ、立木の数などについて確認して欲しいというので、村人などは、分厚いファイルに綴じ込まれた複数の書類に署名を行った。しかし、その中の一枚に移転同意書が紛れ込ませてあったのである。今日、相当な数の住民が、いつ署名したのか記憶がないと述べているが、これらの人びとの署名は、このような巧妙な方法でとられている。

こうしたペテン行為に気付いた人びとに対しては、第三の方法として、威嚇的な対応が

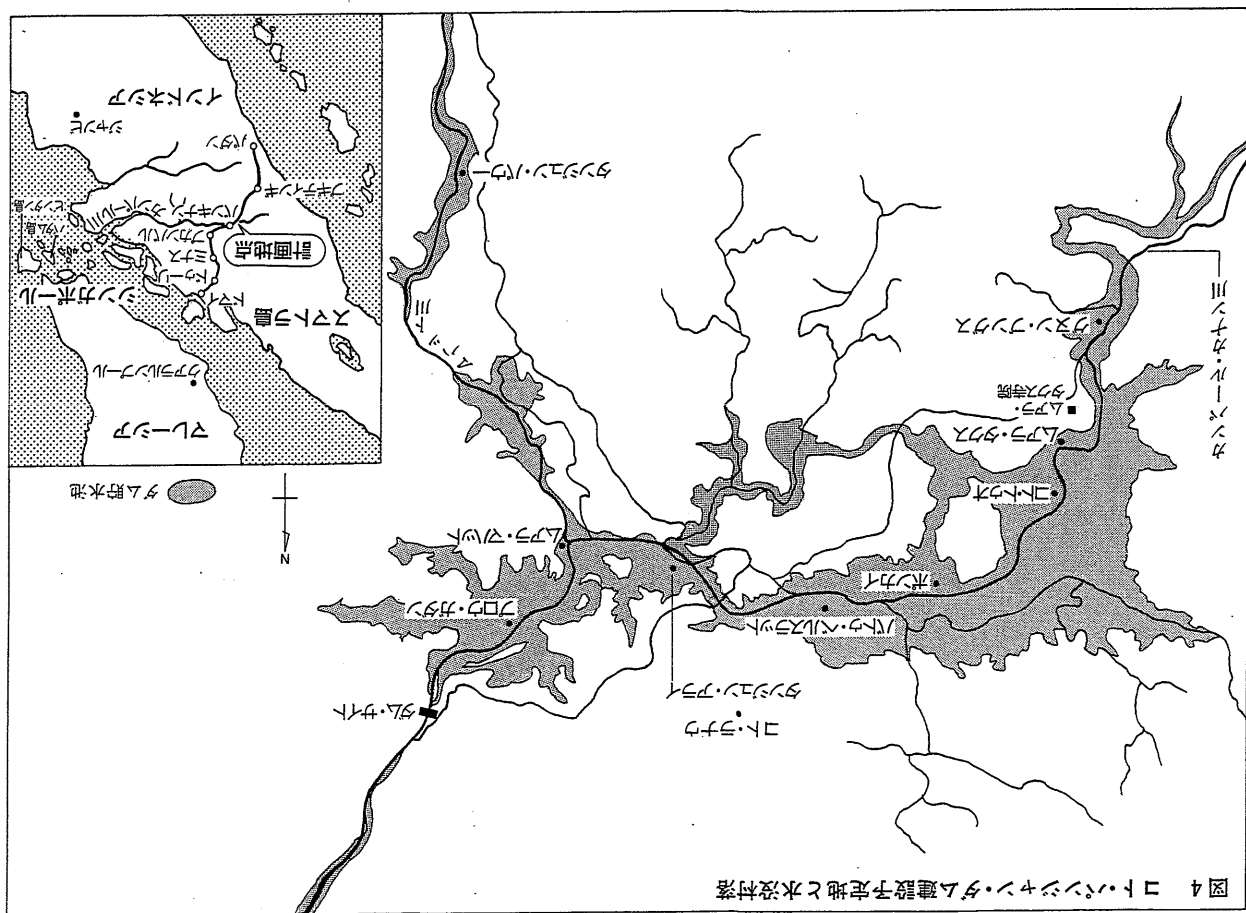


図4 ロート・パシフィック・インダストリーが建設する長江橋

なされた。そのもつとも一般的なり方は、ダム建設に反対するのは、国家反逆的な行為であるがゆえに、身の安全を考えたら、署名に応じた方が賢明ではないかとはめかして、精神的圧迫を加えるやり方であった。こうした精神的圧迫を加えつつ「今ただちに移転同意書に署名しなければ、後の段階では補償をいっさい得られず、また移住地も与えられない」との脅しをかけたのである。

前記のようなベテラン行為に引つ掛かつて、ないしは脅しに屈して、署名に応じた住民も多かった。しかし、未だに署名に応じない人びとも多い。また、すでに署名に応じた人びとの間からも、その有効性に対する疑義の聲が高まってきている。こうした状況の下で、村人たちを仰天させるもう一つの出来事が持ち上がった。それは、補償同意書がすでに署名されているというのである。

**「村を売った」と非難される長老たち**

補償問題については、リアウ州政府は、水没する村むらの代表を、極秘裡のうちに数度

にわたってバンキナンに招集した。招かれたのは、村長、長老、有識者などの人びとであった。これらの人びとは、行政につながるのある人とか、政府寄りの立場を採っている人が多かった。

来日したラハマトさんの話によれば、バトウ・ベルスラット村(水没対象村落一〇カ村のうちでは最大の村)の場合には、二二名の長老がいるのであるが、このうち一人だけが話し合いに招かれ、残りの長老たちは、会合があつたことを知らなかつたとのことである。ラハマトさんは、バトウ・ベルスラット村の二名の長老のうちでも最高位にある人であるが、彼には会合の開催について何も連絡がなかつたとのことである。

こうして、補償同意書の署名は、一九九一年四月二二―二四日にバンキナンで開かれた会合において行われた。会合は、四月二三日に突然に招集された。この日は、回教正月の二日前で、村むらでは、人びとは祭典の準備や来客の応接に忙しかつた。そのため、村人たちは、数人のリーダーが村にいないことに

気付かなかつた。

この会合において、政府側は、水没村落の「代表」に対して、補償同意書への署名を迫つた。そこで提示された補償基準は、あまりにも低いものであつた。そのため、「代表」たちは、それなりに抵抗をした。

こうして、話し合いは難航した。このような状況の下で、政府側は、「これは、暫定的な価格リストにすぎないのであつて、日本政府に対して同意書を直ちに送付しなければならぬ」と説明して、署名に応じることを強く求めた。

この説明を受け入れて、出席者の大多数は、署名に応じた。しかし、コト・トウオ村の三人の代表は、このような説明に納得せず、補償同意書への署名を拒否した。

このため、会合は、さらに延びた。三人に対しては、政府側からあらゆるかぎりの威嚇的発言が繰り返された。こうして、二四日の明け方の四時頃になって、疲労困憊した状況の下で、三人は、遂に折れ、署名に応じた。

その後、村人たちの間には、補償同意書が

すでに署名されているらしいという話が広がつた。そして、これが事実であると判明するにおよんで、村人たちは、自分たちにならぬの相談もなく、一部の村落リーダーが補償同意書に署名していたことに怒つた。

今日、補償同意書に署名した「代表」たちは、村人たちにより、一人当たり一五万ルピアの署名報酬を受け取るにより、村を売つたとの非難を浴びている。そのため、これらの「代表」たちは、村人たちの接触を避け、極力家に閉じこもる生活を続けている。

彼らは、村人たちの信頼を完全に失つてしまつたのである。

プロウ・ガダム村では、若者たちにより、長老たちの署名に抗議するデモが行われた。これらの若者たちは、長老たちの腐敗墮落ぶりを非難したぶらを書き、州政府出張事務所、に抗議に押し掛けた。このデモは、治安部隊が出動することにより、鎮圧された。

このような武力的な威嚇行為でもって、はたして住民をいつまで押さへ付けることができるのだろうか。これが不可能なことは、すでにグドウ・オンボ・ダムのケースで実証済みである。

**あきれた低さ  
「補償基準」**

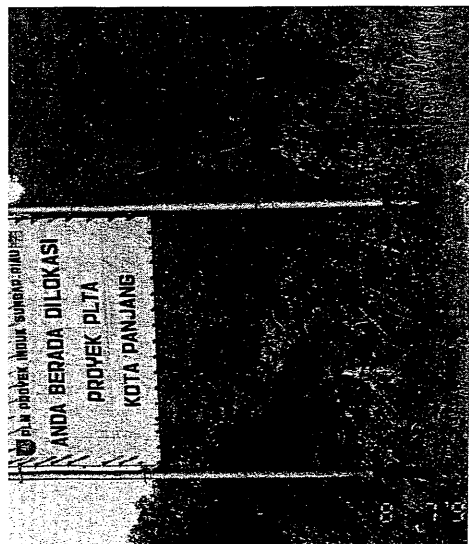
外務省は、先に引用した一文の中で、「十分な補償」が得られるよう配慮されていると述べている。はたして、そんなのであろうか。

来日した住民代表が明らかにしたところによると、補償基準は、畑地については、一平方メートル当たり二〇―五〇ルピアという低

きである。これを日本円に換算してみると、一平方メートル当たり二―四円にもならない。水田の場合には、評価基準はそれよりも高めに設定されているのであるが、それにしても一平方メートル当たり四〇〇―六〇〇ルピアという低さである。

住民の現金収入源であるゴム・ココナツ、コーヒーについては、成木一本当たりの評価額は、それぞれに二〇〇〇ルピア、四〇〇〇ルピア、一、六〇〇ルピアにすぎない。これがいかに低い評価基準であるかは、市場でのココナツの実一個の値段が四〇〇ルピアであり、一本のココナツの木にはおよそ二〇個の実が成り、年中交代で熟すことを眺めてみるだけで、容易に理解できるといえる。

住民は、こうした低い補償金額では、これを絶対に受け入れることはできないと主張している。このように、補償基準だけを取り上げてみても、住民の不満は、当然のことといえる。外務省のいう「十分な補償」とは、一体何を根拠にしているのか、理解に苦しむと



コト・パンジャン・ダム建設予定地

ころである。

### 住民無視の移住地の造成

コト・パンジャン・ダム建設構想については、一九七九年に東電設計(株)によってプロファイ(援助案件採し)が行われて以来、現地調査は極秘裡のうちに実施された。このため、住民がダム建設計画について知らされたのは、一九八三年の暮れになってからであった。

この降つて来たような話にびつくりして、住民の間には動揺が広がった。そのため、リアウ州の八カ村の伝統的指導者、宗教的指導者などの住民代表は、同年二月一九日にバトゥ・ベルスラット村において急遽集会を開いた。その結果、一七項目の移住条件を網羅した声明書を採択し、これをリアウ州知事に手渡した。

この声明書においては、冒頭において、「コト・パンジャン水力発電プロジェクトに関する政府の計画を支持する」と記されていることから、現地住民は、ダム建設を奉行的に受

け入れているのではないかと解釈される余地もある。しかし、これは、開選反対をストリートに表明できないインドネシアの政治・社会状況の脈絡において、眺められる必要がある。

むしろ留意する必要があるのは、住民たちが、移住受け入れのための条件を一七項目として掲げることにより、これらがパッケージとして満たされなければ、移転に感じないとする立場を明らかにしていることである。こうした間接的な表現を採ることにより、住民は、ダム反対の姿勢を暗に示している。

これらの一七項目によって汲み取られる住民意思は、移転によってもミナンカバウ社会制度そのものが壊されないことの保証要求である。つまり、ウラヤットと呼ばれる慣習的共有地制度の維持など、独自の文化の尊重を要求しているのである。

この住民声明書は、リアウ州知事に直接に手渡されたのであるが、知事は、これを潰してしまった。そして、住民には何も知らせないままに、一方的に移住地の造成に着手

し始めた。

こうして、立ち退き対象住民の意思を無視して、コト・ラナウ移住地と南ムアラ・タクス移住地の造成が進められてきている。ここでは、以下、コト・ラナウ移住地がどのようなものであるのかについて眺めてみよう。

### 「これではまるでブタ小屋である」

コト・ラナウ移住地は、ダム建設によつてまず最初に水没するとみなされるプロウ・ガダン村の五九世帯を収容する目的で、且つ、造成が進められているものである。場所的には、バトリ・ベルスラット村の北方には位置しており、カンパール・カナン川からは相当に離れている。外務省のいうような「ダム・サイトの近隣地域」ではない。

そこでは、ブルドーザーで熱帯林を薙ぎ倒し、整地作業が行われている。そして、住居は、それぞれがかなりの距離を置いて建てられている。この住居は狭く、しかもミナンカバウ社会の伝統的建築様式である高床式の家屋ではなく、土間方式の住宅である。これを

見た村人たちに言わせれば「これではまるでブタ小屋である」ということになる。

しかも、各戸ごとの間隔が開いているために、村人たちが日常的に行き来するにも不便で、このため村落共同体としての一体性を維持することも難しくなってくる。

また、そこに建てられているモスクは、貧相そのもので、村人たちが求めているものとはほど遠い。外務省の言う「公共施設の整備」とは、この程度のものにすぎない。

その上、この移住地の近くには、およそ川といえるようなものはない。あるのは、幅二メートルの小川だけである。これでは、漁業・舟運・水浴はもろろんのこと、水牛を飼育することもできない。従来、カンパール・カナン川とマハット川を生活基盤としてきた人びとにとっては、このような場所に住むという事は、単にライフスタイルの変更を求められているにとどまらず、生活手段そのものを奪われてしまつていると受け取るのは、当然のことである。

ここでの生活の糧を得るための手段として

は、パーム油・ゴムなどの換金作物を生産するしか方法がない。そして、その収入は、中間搾取を切り取られ、また市場経済の変動に常にさらされることになる。

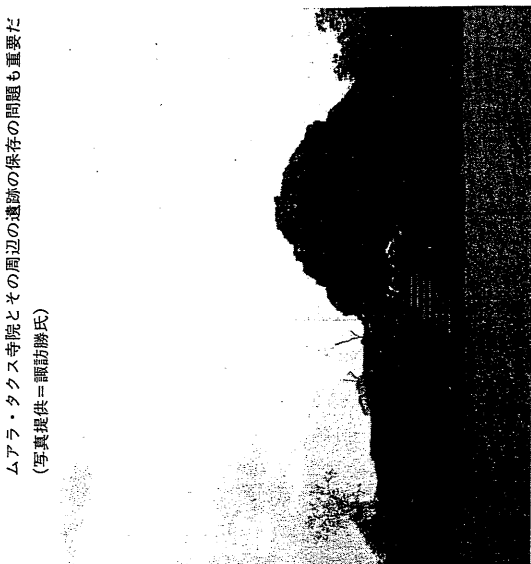
これに加えて、人びとを驚かせたのは、この地にはすでに先住の人たちが居住していたにもかかわらず、これらの人びとを追いつて整地作業が進められているということである。この地を追われた人びとは、現在、土地の所有権を主張して、州政府と対立している。ダム建設によつて立ち退かされる人びとが、単に自分たちが犠牲を強いられるばかりではなく、移住地の造成のために、すでにその地に住んでいた他の人びとも巻き添えにし、しかもその犠牲の上に自分たちが移転するなをというのは、到底受け入れられないことのできない話であるということになる。

### 問題なのは、寺院周辺の三四km<sup>2</sup>の史跡保存である

ムアラ・タクス仏教遺跡の保存に関しては、

外務省は、筆者への反論として、次のように述べている。「仏教遺跡については、これが重要な歴史文化財であり、遺跡を保存することは重要であろう。従つて、ダム建設計画でもこれが水没しないよう貯水池の満水位を遺跡の最低標高八六・二五メートルより低い八五メートルとし、さらに二〇年確率の洪水時のバツクウォーターによる水位上昇八六・三九メートルに対応し得るよう敷地の貯水池側に堤防(高さ二・五m、長さ一・五km)を建設し、浸水を防止することとした。」(前掲論文三六五

ムアラ・タクス寺院とその周辺の遺跡の保存の問題も重要だ  
(写真提供=諏訪勝氏)



頁。

これもまた、筆者の提起した問題への解答とはなっていない。なぜなら、ここで問題は、単に寺院そのものの保存ばかりでなく、その周辺の遺跡の考古学的・歴史的価値であるからである。

この点については、IICAのE/S(フイジビリティ・スタディ)報告書でも、考古学的・歴史的に価値のある地域は、寺院周辺のおよそ一四平方キロメートルにもおよぶとしているのである。これについては、未だに十分な発掘調査も行われてきていない。

この辺りは、かつては教国スリジャヤ王国の首都ではなかったかと推測されている。それゆえ、この遺跡の歴史的・文化的価値を究明しないままに、これを永遠に水中に葬り去ることがはたして許されるのかどうか問われているのである。

**インドネシア政府の環境アセスメントをなぜ見せられないのか！**

**コト・パンジャン・ダム建設の環境的影響**

については、外務省は、筆者に対して、以下のように反論している。「因に、インドネシア側当局者は、この他周辺に棲息する動物の保護についても十分な配慮を行っている。スマトラ象については保護区へ移転される予定であり、他の野生動物への影響についてもモニタリングが行われることとなっている。」(前掲論文、三六五頁)。

これもまた、なんら反論になっていない。ここで言われているのは、インドネシア側が環境的配慮を払うことになっているから、この点については問題はないということだけである。

インドネシア側が、環境アセスメントを終えたにもかかわらず、モニタリングを行っていませんとか、そのようなことを伝えてきたからといって、これをそのまま鵜呑みにするだけでは環境的配慮を払ったことにはならない。

カンパル・カナン川とマハット川沿いには、豊かな熱帯雨林が繁茂し、多様な植生を早している。これらの川の周辺の森林には、スマトラ象、スマトラ虎など、絶滅に瀕した

種が生息している。その他にも、スマトラカモシカ、サンベア、バク、霊長類など、種の希少種が生息している。

現地からの情報によれば、これらの動植物に対する影響調査はきわめて不十分であり、また保護措置も不十分であるとのことである。また、スマトラ象の移転先についても、傾斜地も適当ではないとの情報も伝えられてきている。

こうしたことから、筆者は、日本政府が環境的配慮についての「確認」を行うにあたって、依頼した資料、特にインドネシア政府によって実施された環境アセスメントを提示して欲しいと、外務省とOECFに対して要求してきたところである。しかしながら、日本政府は、未だにこの要求に応じようとはしていない。

このような基本的資料さえも提示しないにおいて、インドネシア側が「十分な配慮を行っている」と強弁するだけでは、なんらの説得力も有しない。

▼著者紹介

**鷺見 夫** さぶみ おとこ

- 一九三八年、愛知県に生まれる。
- 一九六五年、横浜市立大学文理学部国際関係課程卒業
- 一九七〇年、一橋大学大学院法学部国際法専攻博士課程修了
- 現在、横浜市立大学教授(一九九二年一月より新潟大学教授)
- 【専門】国際環境法
- 【活動】「O/A研究会」を主宰
- 【主要著書】『O/Aの水域論―日本と世界の問題』(東京文庫一九七七年)
- 【O/A援助の現状】(『環境調査』一九八九年)
- 『さらわれぬ援助―世襲・日本の援助とナルマタ・ダム』(環境書庫一九九〇年)

**い・ちろ  ばらまき援助**

一九九五年四月五日発行

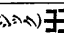
▼著者

**鷺見 夫**

▼発行人

**鷺見 清一**

▼発行所

**JICC  出版局**

〒一〇二 東京都千代田区麹町五十五  
電話〇三三三 三四一四六二(調整部) 〇三三三 三四一三六九(編集部)  
郵便振替 東京七一七〇八二九(集)〇三三

▼印刷所

**壮光印刷株式会社**

▼製本所

**共栄社製本株式会社**